

(別紙)

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、福島市に設置されているあぶくまクリーンセンター焼却工場の更新のため、同センター敷地の北側に位置する旧破砕施設等を解体し、跡地に廃棄物焼却施設を建設する事業である。なお、現行のあぶくまクリーンセンター焼却工場は、当施設竣工後に解体撤去する計画としている。

建設する焼却施設は一日当たり可燃ごみ 120t の焼却能力を有し、生じる余熱により発電した電力は場内及び周辺施設での利用等を検討している。

対象事業実施区域の東に福島市小鳥の森、西には阿武隈川が位置する。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は環境影響評価準備書の環境配慮事項に加え、次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

工事中又は供用中に、評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な環境保全措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 大気質について

工事中においては工事車両のタイヤ洗浄、供用後においては廃棄物運搬車両等のタイヤ洗浄やクリーンセンター場内の清掃等により、周辺道路での粉じん・ばいじん等の影響を低減に努めること。

(2) 水環境について

ア 環境影響調査の結果、対象事業実施区域からの排水と阿武隈川の合流地点の下流側において、大腸菌群数が環境基準を超過していることから、大腸菌の発生源を確認し、評価書に記載するとともに、大腸菌数の測定結果の記載について検討すること。

なお、発生源が対象事業実施区域内の既存施設と想定される場合は、施設の維持管理を徹底・強化すること。

また、周辺施設の排水処理の実態や、本事業の対象事業実施区域からの排水について調整地等により濁水分離する旨についても評価書に記載を検討すること。

イ あぶくまクリーンセンターの敷地境界付近の井戸等において、地下水中のダイオキシン類や土壤汚染対策法に基づく特定有害物質等のモニタリングを継続的に実施すること。

(3) 地形及び地質・土壌について

対象事業実施区域の地下に廃棄物が確認された場合は、周辺土壌や周辺地下水に影響が生じないよう最大限の環境保全措置を講じること。

(4) 動植物・生態系について

対象事業実施区域の東に福島市小鳥の森が存在するため、鳥類への影響低減について専門家意見等を踏まえて検討すること。

(5) あぶくまクリーンセンターからの排水が流入する阿武隈川は、阿武隈川漁業協同組合が漁業法に基づく第五種共同漁業権を有することから、同組合にも水質及び魚類の調査結果等を周知すること。

(6) 放射性物質について

受け入れるごみの放射性物質濃度の変動に関わらず、放流水及び排ガス中の放射能濃度が保全目標値を超えないよう事業を実施すること。